

# 練馬区保育実施基準表

保育指数（保護者の状況）					
分類番号	類型	細目		保育指数	
1	就 労	居宅外	月20日以上の就労	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	40
				(2) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	37
				(3) 6時間以上7時間未満	34
				(4) 5時間以上6時間未満	31
				(5) 4時間以上5時間未満	28
			月16日以上19日以下の就労	(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	37
				(7) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	34
				(8) 6時間以上7時間未満	31
				(9) 5時間以上6時間未満	28
				(10) 4時間以上5時間未満	25
			月12日以上15日以下の就労	(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	34
				(12) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	31
				(13) 6時間以上7時間未満	28
				(14) 5時間以上6時間未満	25
				(15) 4時間以上5時間未満	22
		居宅内	中心者	(16) 8時間以上の就労を常態とする場合	40
				(17) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	37
				(18) 6時間以上7時間未満	34
			協力者	(19) 5時間以上6時間未満	31
				(20) 4時間以上5時間未満	28
				(21) 8時間以上の就労を常態とする場合	34
		内 職	(22) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	31	
			(23) 6時間以上7時間未満	28	
			(24) 5時間以上6時間未満	25	
		その他	(25) 4時間以上5時間未満	22	
		(26) 月12日以上で4時間以上の就労を常態とする場合	12		
		(27) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40		
2	不 存 在	(1) 死亡・離別・行方不明・拘禁		40	
3	出 産	(1) 出産する日の2か月前の月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までにある場合		24	
4	疾病・負傷	居 宅	(1) 入院している場合	40	
			(2) 常時病臥している場合	40	
			(3) 精神性・感染性疾病の場合	40	
			(4) 常時安静を要する場合	32	
			(5) 一般療養中の場合	20	
			(6) その他の療養	20～40	
5	障 害	(1) 身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する場合		40	
		(2) 身体障害者手帳3級または聴覚障害4級に該当する場合		30	
		(3) 身体障害者手帳4級に該当する場合		20	
6	介 護	自 宅	(1) 重度心身障害者等の介護を常態とする場合	40	
		通院・通所	(2) 週3日以上付添い(4時間以上)を常態とする場合	30	
		入院・入所	(3) 週3日以上付添い(4時間以上)を常態とする場合	20	
		(4) 介護の態様から明らかに保育を必要とする場合		10～40	
7	災 害	(1) 火災等による家屋の損傷その他災害復旧にあっている場合		40	
8	就 労 (内定)	月20日以上の内定	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	27	
			(2) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25	
			(3) 6時間以上7時間未満	23	
			(4) 5時間以上6時間未満	21	
			(5) 4時間以上5時間未満	19	
		月16日以上19日以下の内定	(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	25	
			(7) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	23	
			(8) 6時間以上7時間未満	21	
			(9) 5時間以上6時間未満	19	
			(10) 4時間以上5時間未満	17	
		月12日以上15日以下の内定	(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	23	
			(12) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	21	
			(13) 6時間以上7時間未満	19	
			(14) 5時間以上6時間未満	17	
			(15) 4時間以上5時間未満	15	
		その他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～27	
9	求 職	(1) 求職のため昼間の外出を常態としている場合		10	
10	就学・技能修得	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練施設等に通っている場合		分類番号11に準じる	
		(2) 学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に合格し通学を予定している場合		分類番号8の就労(内定)に準じる	
11	そ の 他	(1) 上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育を必要とする場合		分類番号11に準じる	